

市野川容孝著

『ヒューマニティーズ 社会学』

評者：兼子 諭

本書は、日本を代表する理論社会学者であり、医療、身体、優生学、生命倫理などに関する社会学研究の第一人者でもある市野川容孝氏による著作である。ここ数年ものあいだに氏は、『社会』（岩波書店。2006年）や『社会的なもののために』（ナカニシヤ出版。2013年）など、「社会的（social）」概念の再検討を柱とする数々の著書や論文に携わっている。本著もまた、学説史的体裁をとりながらも、「社会学的リベラリズム」という概念を鍵として、社会学における「社会的」という概念の再考をテーマとしている。なお、本著は5章からなるが、最終章は参考文献の紹介となっているので、実質的には4章からなるものと考えてよい。順に各章を概説していこう。

まず、1章「オーギュスト・コントと社会学—社会学はどのようにして生まれたか」は、コント社会学のエッセンス、またコントや同時代の知識人によって共有された「社会的」という概念の位置づけについて検討している。

著者によれば、コント社会学のエッセンスは「連帯」概念にある。著者はこの点について、人口統計学の祖とされるウィリアム・ペティとコントを、それぞれ政治解剖学と社会生理学として対置させる。著者によれば、前者がひとつ

の社会をさまざまな諸個人や諸集団へと分解するのに対して、後者はむしろそれらの不可分な関係や結びつきについての学である。そして、この「結びつき」に与えられた概念こそが「連帯」に他ならないとされる（p.36）。

また、ここからコント社会学において重要なものが、「連帯」と「平等」（加えて「差異」）の関係とされる。著者はまず、コントによるルソーや統計学のアドルフ・ケトラーへの批判をまとめているが、両者の対立は、ルソーなどが人々の「平等」を理念とするのに対して、コントはむしろ、連帯の重要性を強調することで人びとの異化や個人化を是認することで不平等を肯定するという点に求められる（pp.39-40）。よって両者のあいだには連帯なき平等と平等なき連帯という（p.41。強調は著者）、「連帯」と「平等」をめぐる対極的な関係が見出される。

しかしながらコントは同時に、スミスを筆頭とする政治経済学も批判する。著者によれば、『実証哲学講義』で示されるように、コントの政治経済学への批判は、それが産業統制を拒むことで、まさに産業発展の結果生じる労働者階級の生活の貧窮の解決を放棄するという点に求められる（p.52）。よって、ここでの批判は、政治経済学の有する自由放任の原理に向けられていることがわかる（p.53）。そして、コントの「社会学」やシスモンティの「社会経済学」、そしてトンプソンの「社会科学」といった、政治経済学に対する批判的立場に共通するのが、まさに本論の焦点である「社会的（social）」という言葉だとされる（p.56）。

次に、2章「医療社会学の系譜—社会学は社会の役に立つのか」は、医療社会学がまさに、社会学に先立った「社会的」なものについての論争のアーリーナであったことを示している。

著者によれば、社会学のひとつの起源として位置づけられるルドルフ・フィルヒョウの「社

会科学としての医学」やアルフレート・グロートヤーンの「社会衛生学」は、「社会的」なものを、第一に本来平等であるはずの人間にさまざまな格差や不平等をもたらす力であり、第二に、それは自然ではなく人間自身が生み出した力であり、第三に、そうである以上、それらの格差や不平等は人間自身の社会的な諸実践によって是正し解消することができる、という三点からなる (pp.69-70)。そして、1930年代半ばからアメリカにおいて医療社会学の制度化に尽力したヘンリー・E.シゲリストが医療の社会化を医療社会学の課題として掲げ (p.71)、またリチャード・G.ウィルキンソンが「社会学」の立場から先進国における所得配分の不平等と平均寿命の関係を指摘する (p.78) など、医療社会学はその学問的制度化の過程のなかで、人々の平等性を担保することを「社会的」なものと同義とする思考を構築していく。

ただし、著者は同時に、医療をひとつの権力とみなすことにより見出される医療の社会化への批判としての社会の医療化ともいふべき状況 (p.83。強調は著者)、グロートヤーンによる優生学の喚起 (p.86。強調は著者)、などを提示することで、近代医療が有する社会的な平等への圧力それ自体が懸案にもなるとしている。そしてこのことは、医療社会学が「人間の平等に定位した実践は、常に画一化の暴力と裏腹の関係にある」 (p.87) ことを中核的な課題としてきたことを意味する。ここから、まさに医療社会学は、社会学そのものの先駆として位置づけられることになる (p.60)。

つづいて3章「社会的なものからの自由—社会学を学ぶ意味とは何か」では、主にスペンサーを検討している。著者はまず、コント以後の社会学の変容を「社会学におけるリベラリズムの確立」にあるとし、しかもそれは、社会的なものからの自由と、自然の決定論からの自由と

いったように二重に形成されると主張する (p.93)。そして、とくに社会的なものからの自由というとき、それは正確には「社会学者の用いる社会的という言葉の意味が、二十世紀以降大きく変わった」 (p.94) ことを意味しており、この変化は「二十世紀以降の現代社会学は「社会的」という言葉を、社会主義やマルクス主義から可能な限り遠ざけながら、その意味を書き換えてきた」 (p.97) という点に求められる。そして、この先駆として位置づけられるのが、スペンサーの社会学となる。

ここで著者は『第一原理』の検討から、スペンサーが示す社会の規範像を明らかにする。ここでの議論の要点は、①マルサスの『人口論』の継承、②コントの社会有機体論との対照性の明示、の二点に求められる。

まず①であるが、著者は、社会主義、救貧法、保健行政などの議論に表れるスペンサー社会学の特徴として「すべての人に自由を平等に与えるが、生存の権利は与えない」 (p.106) という点を挙げ、ここから「救貧法や保健行政や医療を、つまり社会的なものをその自由の侵害として否定する」 (p.106) というところに、スペンサー社会学の特性をみる。そして、まさにこの発想は、貧困の発生を自然法則と見るマルサスに基づくことが指摘される (p.107)。

次に②であるが、著者はスペンサーのindividual概念に関する考察から、コントの社会有機体論に端を発する社会学との対照性を浮き彫りにする。ここで重要なのは、コントやその継承者であるデュルケームの社会学が、分業等を介した諸個人の差異化と諸個人間の有機的連帯に関する考察を一つの起点にするのに対して、スペンサーがダーウィンから淘汰という新しいタイプの分化、つまり互いに連帯すべき人間とそうでない人間の分化を社会学に持ち込んだ、という点である (p.112)。

最後に4章「社会学的リベラリズム—社会学の未来に向けたその過去」では、マックス・ヴェーバーの検討を中心にして、原著の中心概念である社会学的リベラリズムのさらなる考察が展開される。

まず著者は、「18世紀の政治経済学に対する、ともに素朴な否定と肯定の死」(p.122)の結果生じたスペンサーの粗野な自由(放任)主義と区別される自由主義を、社会学的リベラリズムと呼称する(p.122)。よって、このリベラリズムの特性を理解するためには、「社会的なものからの自由」ということばや概念が内包する内実の変化を紐解かなければならない(p.123)。著者によれば、ここで重要になってくるのがマックス・ヴェーバーとなる。

著者はここで、ヴェーバーの「価値自由」という学問的立場に着目する。著者はまず、ヴェーバーの価値自由概念の本質を、事実認識と価値判断を区別すべきとした上で、社会科学の課題を前者の事実認識に限定するという点に求める(p.146)。だが、「事実と価値を区別すべきだ」という主張そのものが、事実認識とは区別されるべき価値判断」(p.146)であることから、ヴェーバーの社会学(あるいは社会科学)から価値判断が全く捨象されるわけではない。このことをふまえて著者は、ヴェーバーと2章で挙げられたグロドヤーンとを対比して、ある問題とそれに関連する諸事象(例えば死亡率一般や肺結核による死亡率と経済的格差)に関係性が認められるとして、まさにグロドヤーンなどが貧困を解消し経済格差を是正すべきと主張するのに対して、この是正すべきという価値判断には足を踏み入れるべきではないというのが、ヴェーバーの学問的判断であると述べる(p.146)。

そして、このようなヴェーバーの態度は、『プロテスタンティズムと資本主義の精神』に

も反映される。著者によれば、「資本主義の精神」はまさに社会の進歩を称揚するスペンサーの社会学そのものであり、両者はともに「伝統主義」的な人々を消滅させることを価値として選択したのに対して、ヴェーバーは、資本主義の精神という価値がどこからやってきたのかと反省的な問いを、価値自由という価値判断とともに立てたのである(pp.152-153。強調は著者)。

さて、筆者はここからヴェーバーが、グロドヤーンやコントの意味での「社会的」なものだけでなく、スペンサーなどに代表される自由放任をもひとつの価値判断と認識することで、価値そのものを社会学の学問対象と規定したとする。そして、さらにここから著者は、パーソンのデュルケーム論を引きながら、「価値の複数性」に開かれることで「価値秩序の神々の闘争」の考察を可能としたヴェーバーに連なって、社会学自身がアノミーすなわち無規範を引き受けなければならなくなったとし、しかもそれすらも価値や規範をめぐるひとつの立場表明にすぎないと主張する(pp.158-159)。よって社会学は、社会の他の人びとと一緒にその社会の中に存在しながら、社会にとってのアノミーとして、つまり、人びとが自明視する規範を偶有化する存在として規定されることになる(p.160)。

このように著者は、コントからスペンサー、そしてヴェーバーへと続く社会学の歩みを「価値を問うことを可能としつつ価値判断から距離を取る」社会学的リベラリズムの軌跡として総括するのであるが、読者はここから、さまざまな社会的背景や学問的対立の渦中で、価値や規範(そしてその変化)の「問題化」に常に直面せざるをえなかったという社会学の存在理由・意義に改めて回帰させられる。また、従来学史的に重視されてこなかった、19世紀以降の生

命科学、医学、疫学が有する近代社会学の形成に対する影響に関する指摘は、読者に対して、社会学の制度化についての体系的な再考を喚起することにもなるだろう。

加えて、とりわけ本著全体の副次的なテーマとして連帯と平等（加えて差異）の関係が取り上げられているが、これは、「格差社会」といったことばが端的に示すような、現代の社会システムが直面する、社会的な財の「配分の問題」や、外国人労働者の定住やさらなる受け入れ、またジェンダー差別や障害者差別の是正の動きのなかで生じる社会的な権利への「包摂の問題」が、まさに近代化以降熾りつづけている課題であることを再認させるものである。

以上のような本論の意義を踏まえた上で、評者は2点ほど論点を提起したい。

ひとつは、「価値そのものへの分析的な問いを発するという立場」は、近代社会学が総じて共有しているものなのか、という問いである。著者も引用するデュルケームやパーソンズ、そして彼らの影響を多分に受ける論者（例えば本著でも少し言及されるハーバーマスなど）は、その理論化や言説形態の違いはあるけれども、単に価値や規範を分析対象としたというよりも、近代によって生じたアノミーや原子化されたエゴイズムの抑止という点から、「社会的」という概念と、「道徳的moral」や「規範的normative」、あるいは「批判的critical」といった、いわゆる近代社会における社会秩序の再構築やシステム作動へのアンチテーゼのための理念を、積極的に接続していたのではないかと（そしてこのことが、彼らの理論的限界でもあるかもしれないのだが）。むしろ、ヴェーバー以降の

社会学が、本著がいう「社会学的リベラリズム」をその学問的営為において全うしてきたのか、そしてまた現在において全う可能な／すべき教義なのか、パラダイムの混迷を言われて久しい現代社会学における、第一の問いになるのではないかとおもわれる。

もうひとつは、本著と、本著でもたびたび参照される『社会』のあいだでの「社会学的リベラリズム」についての評価の相違である。というのも、『社会』では、ルーマンの「社会学的啓蒙」に依拠しながらこのリベラリズム（正確にはここでは「社会学的リベラリズム」という呼称は用いてはいないものの、その含意はそれと同義だと解釈できる）を、消極的でシニシズムに近いと評していた（『社会』。p.42）。これに対して本著は、価値の多元性への開放や所与の規範を偶有化するという点に対して、より肯定的に評価している。著者の他の研究をみれば明らかなのかもしれないが、この変化はなぜ生じたのかが気になった。そしてその答えは、評者に対してだけではなく、現在火急の問題を抱える日本社会あるいは世界社会に生を営みながらも、多元化し同時に錯綜する価値の闘争のなかで、まさに「共通の価値を育む回路をほとんど何もつくっていない」（p.150）ことに苦悩する社会学者にとって、ひとつの導きとなるようにおもっているのである。

（市野川容孝著『ヒューマニティーズ 社会学』岩波書店、2012年6月、viii+186頁、定価1,300円+税）

（かねこ・さとし 法政大学大原社会問題研究所・兼任研究員）